

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為等、女性をめぐる人権相談に、人権擁護委員が中心となり電話相談に応じます。

相談は無料（ただし、通話料は相談者の負担となります。）で秘密は厳守されますので、どなたでもお気軽にご利用ください。

受付電話番号 0570-070-810

《日時》11月18日（月）～24日（日）

月～金：午前8時30分～午後7時

土・日：午前10時～午後5時

※平日は、岐阜県方法務局人権擁護課、土・

日は、名古屋法務局につながります。

《相談担当者》人権擁護委員、法務局職員

上記、強化週間以外の日でも、平日午前8時30分～午後5時15分まで相談に応じています。

パソコンや携帯電話からも相談を受け付けています。

<http://www.jinken.go.jp/>（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通）

はかり定期検査のお知らせ

計量法の規定により取引・証明に使用する「はかり」の定期検査が下記のとおり行われますので、該当者は必ず受検してください。

この検査を受けないで「はかり」を「取引・証明」に使用することは、計量法違反行為となります。なお、検査は2年ごとに1回です。

検査日	検査場所	検査時間
11月5日(火)	JAめぐみの明宝支店	11:00～14:30
11月6日(水)	JAめぐみの高鷺支店	11:00～15:00
11月7日(木)	市役所白鳥庁舎	9:00～15:00
11月8日(金)	市役所白鳥庁舎	9:00～12:00
11月11日(月)	市役所大和庁舎	10:30～14:30
11月12日(火)	JAめぐみの和良支店	10:30～12:00
11月13日(水)	JAめぐみの美並支店	10:30～14:00
11月14日(木)	JAめぐみの郡上支店	10:30～15:00
11月15日(金)	JAめぐみの郡上支店	10:30～15:00
11月18日(月)	JAめぐみの郡上支店	10:30～12:00

※はかり(付属品含む)、手数料(岐阜県収入証紙)を持参してください。

《問い合わせ先》

商工観光部商工課 ☎ 67-1808

岐阜県計量検定所 ☎ 058-254-8188

【令和元年度】宝くじの助成事業を活用し整備しました

市では、一般財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」により、幼年消防クラブ鼓笛隊カラーガード用ポール・フラッグセット、予防活動備品及び軽可搬消防ポンプ一式を整備しました。この事業は、宝くじの助成金を活用して地域幼年消防クラブ・女性防火クラブの防火意識の向上、育成を行っています。



幼年消防クラブ鼓笛隊
カラーガード用ポール・
フラッグセット



女性消防隊育成事業
(軽可搬消防ポンプ一式)



予防活動備品
(デジタルカメラ)

～輝く未来に向かって～ 郡上未来通信 (郡上市雇用対策協議会)

◆知って役立つ労働法 働くときに知っておきたい基本的な知識を身につけておきましょう。

●労働条件の明示

労働契約を結ぶときは、会社が労働者に書面等で労働条件をきちんと明示しなければなりません。

●賃金

賃金は、現金で、労働者本人に直接、全額残らず、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければなりません。たとえ同意があっても、最低賃金額を下回することは出来ません。
岐阜県の最低賃金
(令和元年10月1日～)

時間額851円

《問い合わせ先》

岐阜八幡労働基準監督署

☎0575-65-2101

●労働時間

労働時間は、1週間で40時間（一部の事業は44時間）、1日8時間以内です。

●休憩、休日

1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも60分の休憩を与えなければいけません。

休日は、毎週少なくとも1回、あるいは4週間を通じて4日以上与えなければなりません。

●健康診断

労働者を雇い入れた際とその後、年1回、医師による健康診断（その他6ヵ月に1回、常時有害な業務をしている労働者への健康診断もあります。）を行わなければなりません。

●割増賃金

時間外労働には25%増し、休日労働には35%増し、深夜労働（22時～5時）には25%増しの割増賃金を支払わなければなりません。サービス残業は違法です。

●解雇・退職

解雇を行う際には会社は少なくとも30日前に解雇の予告をする必要があります。予告を行わない場合には、30日分以上の平均賃金（解雇予告手当）を支払わなければなりません。